

(通知書サンプル)

〒 540-8544

大阪市中央区谷町二丁目1番17号

ID ○○○

法務局で管理している
登記名義人別の番号

法 務 太 郎 様

通知書の送付先（下記登記名義人の法定相続人の
うち、任意の方）

長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）

平素より法務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の規定に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなっているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。つきましては、当該土地の不動産登記簿上の所有者の法定相続人の地位（戸籍等によってその旨を確認することができた方。）にある貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請やその前提となる相続人間の協議を行っていただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

登記申請に当たっては、現在の所有権の登記名義人の相続関係を法務局で調査して一覧化した図である「法定相続人情報」を御活用いただくことができます。最寄りの法務局において、貴殿に対して「法定相続人情報」を出力した書面を無料で提供しますので、提供を御希望される場合は、最寄りの法務局にお問い合わせください。

なお、既に相続放棄をされている場合など、貴殿が登記簿上の所有者の法定相続人の地位にない場合には、改めて法定相続人の地位にある方に通知をする必要がありますので、お手数ですが、当局まで御一報いただけますと幸いです。

その他、本通知の内容に関して御不明な点や、御質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

おって、相続登記の手続や申請書式等については、以下の法務省ホームページで案内しているほか、全国の司法書士会において、別添のとおり相談窓口を設けておりますので、お知らせします。

記

1 不動産番号及び不動産所在事項

1200000123456 大阪市中央区谷町二丁目●番

複数の不動産を所有している場合、
「裏面（別紙）物件目録のとおり」
と記載

2 現在の所有権の登記名義人

大阪市中央区谷町・・・・・・ 法 務 次 郎

3 法定相続人情報の作成番号

（登記所コード4桁）－（作成した西暦）－（一意の番号）

1200-2022-0000

令和●年●月●日

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。

大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎3F
大 阪 法 務 局 民事行政部 不動産登記部門
（担当：●●、●●）
連絡先：TEL06-6942-1490（直通）

※制度の概要について法務省YouTubeサイトで確認することができます。→

※相続登記の手続や申請書式を知りたい方はこちら→

